

令和 2 年 3 月 3 1 日

○条例

- 小田原市文化によるまちづくり条例
- おだわら子ども若者教育支援センター設置条例
- 小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 小田原市自転車競走実施条例の一部を改正する条例
- 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 小田原市企業誘致推進条例の一部を改正する条例
- 小田原市いこいの森条例の一部を改正する条例
- 小田原市営住宅条例の一部を改正する条例
- 小田原市市税条例の一部を改正する条例
- 小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

○規則

- 小田原市成年後見制度利用促進検討委員会規則
- おだわら森林ビジョン策定検討委員会規則
- 小田原市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会規則
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の特例に関する規則
- 令和 2 年 3 月改正条例附則第 2 項の規定による住居手当に関する規則
- 自転車競技法第 3 条の規定に基づく事務の委託に関する規則
- 小田原市文化振興審議会規則
- 小田原市事務分掌に関する規則の一部を改正する規則
- 小田原市職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- 小田原市ファミリー・サポート・センター事業者選定委員会規則の一部を改正する規則
- 小田原市職員の分限の手續及び効果に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 小田原市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財産規則の一部を改正する規則

小田原市契約規則の一部を改正する規則

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市自動車臨時運行の許可に関する規則の一部を改正する規則

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

小田原市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市地域センター条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市企業誘致推進条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市公共下水道排水設備工事指定工事店規則の一部を改正する規則

小田原市立病院管理規則の一部を改正する規則

小田原市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市文化振興ビジョン推進委員会規則を廃止する規則

小田原市広報委員等に関する規則を廃止する規則

小田原市交通指導員に関する規則を廃止する規則

新病院建設事業基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会規則を廃止する規則

小田原市文化によるまちづくり条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 8 号

小田原市文化によるまちづくり条例

文化は、長い歴史や風土に生まれ、人々の生活するところにあり、文化による人と人とのつながりは、生活にゆとりと潤いをもたらしてきた。

小田原では、千年以上前から人々が生活を営み、豊かな文化が花開いてきた。歴史や風土に育まれた伝統、なりわい、生活、芸術等の小田原の文化が、まちの礎として過去から現在へ連綿と受け継がれ、さらに未来に向けて創造し続けていくことで個性と魅力あふれるまちがえられる。

多様な文化を振興することにより、市民一人一人が生涯を通じて心豊かな暮らしを実現することを願うとともに、将来にわたるまちの活性化や持続的な発展のために、文化によるまちづくりに取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化の継承、創造、発展、発信等の文化の振興及びこれによるまちづくりに関し、基本理念及び推進を図るための基本となる事項を定め、その施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、市民一人一人が心豊かに希望を持って暮らしていくまちの実現及び文化による魅力と活力あふれるまちの実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化は、年齢、障害の有無等にかかわらず、全ての人に社会参加及び交流の機会を開く基盤であるとの認識の下、その振興を図るものとする。

2 文化の振興に当たっては、小田原の歴史及び風土に育まれた伝統、なりわい、生活、芸術等の小田原の文化を守り、育てるとともに、市民の自由な活動により新たな文化が構築されるよう配慮するものとする。

3 文化の振興に当たっては、市民一人一人の自主性、創造性及び多様性を尊重するも

のとする。

- 4 文化の振興に当たっては、観光、国際交流、福祉、教育、産業等との連携を図り、相互に影響を与え合い、磨かれる循環を創出することにより、まちを活性化させ、まちの魅力を高めるものとなるよう配慮するものとする。

(市民による文化の振興)

第3条 市民は、前条の基本理念にのっとり、一人一人が文化の担い手であることを認識し、自ら小田原の文化を継承し、創造し、発信するよう努めるものとする。

(市の責務及び施策の方向性)

第4条 市は、第2条の基本理念にのっとり、文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、全ての市民が文化に親しみ、創造活動を行うための機会の充実及び環境の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 3 市は、城跡、歴史的建造物等をはじめとする文化財その他の多様な文化資源を適切に保存し、磨きをかけ、その価値が十分に発揮されるように活用することにより、小田原の文化の後世への継承と発展に寄与するため必要な施策を講ずるものとする。

- 4 市は、文化活動に関わる市民及び団体への支援その他必要な施策を講ずるものとする。

- 5 市は、次代を担う子どもたちが豊かな心、創造性等を育むことができるように、多様な文化に触れる機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

- 6 市は、小田原の文化に関する取組、市民による文化活動等の情報を、市民及び文化活動に関わる団体等と協力し、積極的に市内外に発信することにより、文化を通じた様々な交流を促進するものとする。

- 7 市は、小田原ゆかりの文化に携わる人々との連携、小田原の特色ある文化資源を生かすこと等を通じて、市民及び市を訪れる多くの人々の交流を促し、文化の発展とまちの魅力の向上に努めるものとする。

- 8 市は、前各項の規定による施策を実施するため必要な体制の整備及び財政上の措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第5条 市長は、文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりの推進に当たり、第2条の基本理念並びに前条の市の責務及び施策の方向性に即した基本的な計画（以

下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、次条に規定する小田原市文化振興審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(小田原市文化振興審議会)

第6条 基本計画の策定及び基本計画に基づく施策に関する基本的事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するため、小田原市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に規定するもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

おだわら子ども若者教育支援センター設置条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 9 号

おだわら子ども若者教育支援センター設置条例

(設置)

第 1 条 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性等に応じた発達、学習及び健全育成に関わる支援その他の取組を、これらを必要とする子ども・若者及びその家族に対し福祉と教育とが一体となって総合的に行うことにより、将来を担う子ども・若者の健やかな成長に資するため、おだわら子ども若者教育支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第 2 条 センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

(1) 名称 おだわら子ども若者教育支援センター

(2) 位置 小田原市久野 1 9 5 番地の 1

(3) 所管区域 小田原市全域

(業務)

第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 子ども・若者の発達、養育環境等に係る支援に関すること。

(2) 学校教育に係る支援に関すること。

(3) 子ども・若者の健全な育成を図るための支援に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、第 1 条に規定する目的に照らして必要な支援に関すること。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(小田原市青少年相談センター条例の廃止)

2 小田原市青少年相談センター条例(昭和44年小田原市条例第55号)は、廃止する。

(小田原市青少年問題協議会条例の一部改正)

3 小田原市青少年問題協議会条例(昭和31年小田原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削る。

(小田原市障害児通園施設条例の一部改正)

4 小田原市障害児通園施設条例(平成15年小田原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

つくしんぼ教室	小田原市久野115番地の2	」を に 」
つくしんぼ教室	小田原市久野115番地の2	
つくしんぼ教室分園	小田原市久野195番地の1	

改める。

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 1 0 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市文化振興ビジョン推進委員会の項を削り、同部小田原市地域福祉計画策定検討委員会の項の次に次のように加える。

小田原市成年 後見制度利用 促進検討委員 会	成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	1 0 人以内
---------------------------------	--	---------

別表市長の部小田原市ファミリー・サポート・センター事業者選定委員会の項中「小田原市ファミリー・サポート・センター事業者選定委員会」を「小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会」に改め、「委託する事業者」の次に「及びマロニエ・いずみ・こゆるぎ子育て支援センターの指定管理者の候補者」を加え、「5 人」を「6 人」に改め、同部小田原市農林業振興施設指定候補者選定委員会の項の次に次のように加える。

おだわら森林 ビジョン策定 検討委員会	おだわら森林ビジョンの策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	1 5 人以内
---------------------------	---	---------

別表市長の部新病院建設事業基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会の項を削り、同部高田浄水場再整備事業推進委員会の項の次に次のように加える。

小田原市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会	放課後児童クラブの運営を委託する事業者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	5人以内
------------------------	---	------

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 1 1 号

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和 4 4 年小田原市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 0 3 条の 2 第 4 項」を「第 2 0 3 条の 2 第 5 項」に改める。

第 3 条第 2 号中「日割りにより、退職し、失職し、又は」を「、退職その他の離職をした者にはその日まで日割りにより、」に改め、同条第 3 号中「退職し、失職し、又は」を削り、「により」の次に「、退職その他の離職をした者にはその日まで日割りにより」を加える。

別表第 3 中

「	小田原市文化振興ビジョン推進委員会	委員	1 5, 0 0 0 円以内	」を
「	小田原市文化振興審議会	会長	1 0, 8 0 0 円	」に
		副会長	1 0, 3 0 0 円	
		委員	1 0, 0 0 0 円以内	

改め、同表新病院建設事業基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会の項を削り、同表小田原市いじめ防止対策調査会の項の次に次のように加える。

小田原市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会	委員	1 5, 0 0 0 円
------------------------	----	--------------

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4（第 2 条関係）

区分	報酬額	
	産業医	月額
産業医連携精神科医	日額	50,000円以内
生活保護嘱託医	月額	77,200円
生活保護歯科医	月額	39,300円
生活保護精神科相談医	月額	39,300円
保育園嘱託医	年額	174,800円以内
保育園嘱託歯科医	年額	174,800円以内
鳥獣被害対策実施隊員	年額	10,000円
学校医	年額	289,200円以内
学校歯科医	年額	289,200円以内
学校薬剤師	年額	289,200円以内
幼稚園医	年額	174,800円以内
幼稚園歯科医	年額	174,800円以内
学校運営協議会委員	年額	10,000円
スポーツ推進委員	年額	36,600円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 1 2 号

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の給与に関する条例（昭和 3 7 年小田原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3 第 1 項中「家賃」を「月額 1 6, 0 0 0 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）」に改め、同条第 2 項中「定める額」の次に「（その額に 1 0 0 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額」を加え、同項第 1 号中「に相当する」を「から 1 6, 0 0 0 円を控除した」に改め、同項第 2 号中「職員 2 7, 0 0 0 円」を「職員 家賃の月額から 2 7, 0 0 0 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 1 7, 0 0 0 円を超えるときは、1 7, 0 0 0 円）を 1 1, 0 0 0 円に加算した額」に改める。

第 2 1 条の見出し中「通勤手当等」を「住居手当等」に改め、同条中「通勤手当」を「住居手当、通勤手当」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の第 9 条の 3 の規定により住居手当を支給されていた職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間、改正後の第 9 条の 3 の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則

で定める額。第2号において「旧手当額」という。)の住居手当を支給する。

(1) 改正後の第9条の3第1項に規定する職員に該当しないこととなる職員

(2) 改正後の第9条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額
が旧手当額に達しないこととなる職員

3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、
規則で定める。

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 1 3 号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 2 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「診療放射線技師」の次に「（これらの職員に準ずるものとして市長が定める職員を含む。）」を、「正規の勤務時間をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第 2 3 条を第 2 4 条とし、第 2 2 条を第 2 3 条とし、第 2 1 条の次に次の 1 条を加える。

（会計年度任用職員についての特例）

第 2 2 条 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員について定められた勤務時間は、正規の勤務時間とみなしてこの条例の規定を適用する。

2 前項の職員については、第 1 3 条から第 1 5 条まで及び第 1 9 条（第 1 号に係る部分に限る。）並びに附則第 4 項及び第 5 項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市自転車競走実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 1 4 号

小田原市自転車競走実施条例の一部を改正する条例

小田原市自転車競走実施条例（昭和 3 7 年小田原市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「5 0 円以上において市長が」を「規則で」に改める。

第 6 条第 1 項中「法第 3 条の規定に基づき」を「市長は、法第 3 条の規定により」に、「公益財団法人 J K A に委託する」を「他の地方公共団体、公益財団法人 J K A 又は私人に委託することができる」に改め、同条第 2 項中「基づき」を「より」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 1 5 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例（昭和 3 4 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「2 8 万円」を「2 8 万 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 1 万円」を「5 2 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 1 9 条の 2 の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

小田原市企業誘致推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 1 6 号

小田原市企業誘致推進条例の一部を改正する条例

小田原市企業誘致推進条例（平成 2 7 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) 工業系地域等 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 1 号の工業地域及び工業専用地域（小田原都市計画区域区分（平成 2 1 年神奈川県告示第 4 5 6 号）において工業系の特定保留区域として定められていた地域（同号に規定する用途地域が定められた区域を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 企業等 営利を目的とした事業を営む法人又は個人をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる中小企業者（その発行済株式の総数の 1 0 0 分の 5 0 以上の株式を有する者又はその出資の額の 1 0 0 分の 5 0 以上の額の出資をしている者が同項各号に掲げる中小企業者以外の企業等である場合を除く。）をいう。
- (4) 立地 市内における次に掲げる行為をいう。
 - ア 企業等が、土地を取得し、若しくは賃借し、又は家屋を新築し、取得し、若しくは賃借し、新たに事業を開始すること。
 - イ 市内で継続して 1 0 年以上事業を営む企業等が、家屋を新築し、増築し、若しくは改築し、又はこれらに伴い償却資産を取得し、事業を拡張すること。
- (5) 投下資本額 一の事業所における立地に係る事業の用に供する固定資産（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 4 1 条第 1 号に規定する固定資産をいう。以下同じ。）の取得に要した費用の総額から次に掲げる額を控除したものをいう。
 - ア 当該固定資産の取得について、国、他の地方公共団体その他公共的団体から補助金、奨励金その他これらに類するもの（企業誘致等を目的として神奈川県が交

付する助成金を除く。)の交付を受けた場合における当該交付を受けた額に相当する額

イ 当該固定資産の取得に係る消費税及び地方消費税の額に相当する額

第3条及び第4条を次のように改める。

(立地に係る奨励措置を受けるための要件)

第3条 企業等は、次に掲げる要件を満たす立地を行ったときは、第5条及び第6条の規定による奨励措置を受けることができる。

- (1) 工業系地域等における立地であること。
- (2) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち製造業、自然科学研究所又は情報通信業を営む事業所に係る立地であること。
- (3) 当該立地に係る投下資本額が1億円（中小企業者にあつては、5,000万円）以上であること。
- (4) 前条第4号アに該当する立地にあつては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に当該立地に係る土地を取得し、若しくは賃借し、又は家屋を新築し、取得し、若しくは賃借すること。
- (5) 当該立地に係る事業を令和9年3月31日までに開始し、又は拡張すること。
- (6) 当該立地に係る事業を当該立地の日から起算して10年以上継続する見込みがあること。
- (7) 当該立地に係る関係法令を遵守し、周辺環境に十分配慮したものであること。
- (8) 当該立地に係る事業が本市の産業の振興に寄与するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する企業等は、第5条及び第6条の規定による奨励措置を受けることができない。

- (1) 国税、都道府県税又は市町村税を滞納している場合
- (2) 法人にあつては、小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等である場合
- (3) 個人にあつては、小田原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等である場合

(立地に係る奨励措置の申請)

第4条 次条及び第6条の規定による奨励措置を受けようとする企業等は、規則で定め

るところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を審査し、次条及び第6条の規定による奨励措置の適用を決定したときは、速やかにその旨を当該申請をした企業等に通知するものとする。

第8条を第13条とする。

第7条の見出し中「奨励措置」を「地位」に改め、同条中「奨励措置の適用」を「当該適用企業の地位」に改め、同条を第12条とする。

第6条を第11条とする。

第5条第1項中「決定を受けた企業等（以下「適用企業」という。）」を「適用企業」に、「決定の」を「第4条第2項の規定による決定又は第8条第2項の規定による決定（以下「決定」と総称する。）の」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

第5条第1項第3号中「奨励措置の適用を受けている期間内に当該決定」を「当該立地の日から起算して10年に満たない間に当該立地」に、「当該適用企業が第7条の規定に基づく」を「第12条の規定による」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により決定の全部又は一部を取り消された企業等は、奨励措置により交付された奨励金等の全部又は一部に相当する額を市に返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第5条を第10条とし、第4条の次に次の5条を加える。

(立地に係る固定資産税及び都市計画税の税率の特例)

第5条 小田原市市税条例（昭和50年小田原市条例第2号）の規定にかかわらず、前条第2項の規定による決定を受けた企業等（以下「適用企業」という。）がその事業の用に供している当該立地に係る固定資産については、当該立地の日の属する年の翌年の1月1日（当該立地の日が1月1日である場合にあつては、同日）を賦課期日とする年度から3年度分に限り、固定資産税の税率は100分の0.7とし、都市計画税の税率は100分の0.1とする。

(立地奨励金の交付)

第6条 市長は、適用企業に対し、規則で定めるところにより、当該立地に係る投下資本額の10分の1に相当する額（その額が1億円を超えるときは、1億円）を立地奨励金として交付するものとする。

(雇用促進奨励金の交付)

第7条 市長は、適用企業が立地に伴い新たに雇用した常勤の従業員（当該立地の日の3月前の日から当該立地の日の3月後の日までの間に雇用した者に限る。）のうち、次に掲げる要件を全て満たす者が5人以上いるときは、当該適用企業に対し、20万円に当該従業員の数を乗じて得た額に相当する額（その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円）を雇用促進奨励金として交付するものとする。

- (1) 雇用期間の定めがなく、当該立地に係る事業所に引き続き1年以上雇用されていること。
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第9条に規定する被保険者であること。
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であることについて、同法第9条第1項に規定する確認を受けた者であること。
- (4) 申請の日の6月前の日から申請の日まで引き続き本市に住所を有する者であること。

(雇用促進奨励金の交付申請)

第8条 雇用促進奨励金の交付を受けようとする適用企業は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を審査し、雇用促進奨励金の交付を決定したときは、速やかにその旨を当該申請をした適用企業に通知するものとする。

(奨励措置の適用回数)

第9条 第5条から第7条までの規定による奨励措置の適用は、一の事業所に係る立地につき、それぞれ1回限りとする。

- 2 前項の回数の算定方法は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の小田原市企業誘致推進条例（以下「旧条例」という。）第2条第6号ア又はイに該当する立地に係る土地を取得し、若しくは賃借し、

又は当該立地に係る家屋を新築し、取得し、若しくは賃借した企業等及び同日前に同号ウに該当する立地を行った企業等に係る旧条例第4条第1項に規定する奨励措置については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

小田原市いこいの森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 1 7 号

小田原市いこいの森条例の一部を改正する条例

小田原市いこいの森条例（昭和 5 7 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表を次のように改める。

1 林間キャンプ場

区分		金額	
		市民	市民以外の者
テントサイト	1 区画（1 泊）につき	7, 5 0 0 円	9, 0 0 0 円

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

小田原市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 1 8 号

小田原市営住宅条例の一部を改正する条例

小田原市営住宅条例（平成 9 年小田原市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項第 1 号中「規則で定める要件を具備する連帯保証人の連署する」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条中第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とし、同条第 6 項中「第 4 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とする。

第 1 9 条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充ててることを請求することができない。

第 3 0 条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

別表 1 の表栢山住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 1 9 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和50年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条の3第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

附則第5項第2号を削り、同項第3号中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「附則第15条第33項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を削り、同項第8号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第9号中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第10号中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第11号を同項第9号とする。

附則第13項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第27項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 0 号

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

小田原市介護保険条例（平成12年小田原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「2万2,770円」を「1万8,210円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「3万6,730円」を「2万9,140円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「4万4,020円」を「4万2,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第5条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

小田原市成年後見制度利用促進検討委員会規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 4 号

小田原市成年後見制度利用促進検討委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき設置された小田原市成年後見制度利用促進検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 行政書士
- (5) 民生委員
- (6) 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会の職員
- (7) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定により居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、施設サービス、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業又は介護予防支援事業を行う事業所の職員
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）の規定により障害福祉サービス事業を行う事業所の職員

(9) 公募市民

(10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、福祉健康部高齢介護課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

おだわら森林ビジョン策定検討委員会規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 5 号

おだわら森林ビジョン策定検討委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき設置されたおだわら森林ビジョン策定検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、おだわら森林ビジョンの策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 森林、林業及び木材産業の関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 住民組織の役員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、経済部農政課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 6 号

小田原市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき設置された小田原市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、放課後児童クラブの運営を委託する事業者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市立小学校の校長
- (3) 市の職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、委員会に諮問された事項に関する審査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(除斥)

第7条 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の特例に関する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 7 号

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の特例に関する規則

当分の間、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関し、同法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等を踏まえ、職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該職員は、小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成元年小田原市規則第 25 号）第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、必要と認められる範囲内において、小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 26 年小田原市条例第 177 号）第 15 条本文の特別休暇を受けることができる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和 2 年政令第 28 号）第 3 条において読み替えて準用する検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 16 条第 2 項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合
- (2) 感染症法第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、その者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。
- (3) 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養又は看護の必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、その子の世話をを行うため勤

務しないことがやむを得ないと認められる場合

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和 2 年 3 月改正条例附則第 2 項の規定による住居手当に関する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 8 号

令和 2 年 3 月改正条例附則第 2 項の規定による住居手当に関する規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年小田原市条例第 1 2 号。以下「改正条例」という。）附則第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、改正条例附則第 2 項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外職員)

第 2 条 改正条例附則第 2 項の規則で定める職員は、小田原市職員の給与に関する条例（昭和 3 7 年小田原市条例第 5 号）第 9 条の 3 の規定を適用するとしたならば新たに小田原市職員の給与に関する条例施行規則（昭和 3 7 年小田原市規則第 2 0 号。以下「施行規則」という。）第 7 条の 2 に該当することとなる職員とする。

(家賃の月額に変更があった場合の旧手当額)

第 3 条 改正条例附則第 2 項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として、改正条例による改正前の小田原市職員の給与に関する条例第 9 条の 3 第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

(1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正条例附則第 2 項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下「旧家賃月額」という。）より高い場合 旧家賃月額

(2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合 変更後の家賃の月額

(支給の始期及び終期)

第 4 条 改正条例附則第 2 項の規定による住居手当の支給は、令和 2 年 4 月から開始し、

職員が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和3年3月のいずれか早い月をもって終わる。

（小田原市職員の給与に関する条例施行規則の準用）

第5条 施行規則第7条の3第1項及び第7条の4第2項本文の規定は、改正条例附則第2項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、施行規則第7条の3第1項中「新たに条例第9条の3第1項の職員に該当することとなった者は」とあるのは「小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和2年小田原市条例第12号）附則第2項の規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額、名義人等に変更の事実が生じた場合には」と、施行規則第7条の4第2項本文中「前条第2項」とあるのは「令和2年改正条例附則第2項の規定による住居手当に関する規則（令和2年小田原市規則第8号）第4条において読み替えて準用する前条第1項」と読み替えるものとする。

（実施細目）

第6条 この規則に定めるもののほか、改正条例附則第2項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

自転車競技法第3条の規定に基づく事務の委託に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

小田原市長 加藤 憲 一

小田原市規則第9号

自転車競技法第3条の規定に基づく事務の委託に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、自転車競技法（昭和23年法律第209号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、市が行う同条第2号及び第3号の事務（以下「競輪事務」という。）を私人に委託することに関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 競輪事務の私人への委託については、法、自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号。以下「省令」という。）、小田原市自転車競走実施条例（昭和37年小田原市条例第41号）及び小田原市自転車競走実施規則（昭和37年小田原市規則第38号）その他市の定める規則によるほか、この規則の定めるところによる。

(委託の相手方に関する基準)

第3条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者のほか、省令第3条第2項各号に掲げる者に競輪事務を委託することができない。その者を役員とする法人についても、同様とする。

(委託契約)

第4条 競輪事務の委託に係る契約（以下「委託契約」という。）は、当該委託する業務の内容、実施方法、実施期間、契約金額、支払方法、契約の変更及び解除の条件その他必要な事項を記載した契約書により締結しなければならない。

(公金の払込み)

第5条 省令第3条第1項第2号に定める公金取扱事務の委託を受けた者は、収納した公金を、その内容を示す計算書を添えて、市の指定する期日までに会計管理者又は市の指定する指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まな

ければならない。

(検査)

第6条 市長は、委託した競輪事務の適正な履行を確保するため必要があると認めるときは、受託者に対し、競輪事務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査することができる旨を委託契約に定めるものとする。

(公表)

第7条 市長は、委託契約を締結したときは、広報紙等においてその旨を公表しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 受託者は、業務を遂行するに当たり、知り得た一切の情報を市が指示する目的外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、競輪事務の委託に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市文化振興審議会規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 0 号

小田原市文化振興審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市文化によるまちづくり条例（令和 2 年小田原市条例第 8 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき設置された小田原市文化振興審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、小田原市文化によるまちづくり条例第 5 条第 1 項に規定する基本計画の策定及び当該基本計画に基づく施策に関する基本的事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第 3 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 芸術又は文化に関する活動団体の代表者
- (3) 住民組織の役員
- (4) 観光、福祉、教育、産業等に関わる団体の代表者
- (5) 公募市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の事務は、文化部文化政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市事務分掌に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 1 号

小田原市事務分掌に関する規則の一部を改正する規則

小田原市事務分掌に関する規則（昭和 4 4 年小田原市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中

「図書館 管理係 サービス係」を

「図書館 管理係 資料係」に、

「子育て政策課 子育て政策係 手当・医療係 こども相談係 つくしんぼ教室係」を

「子育て政策課 子育て政策係 手当・医療係」に、

子ども青少年支援課 子ども青少年相談係 つくしんぼ教室係」

「青少年課 育成係 青少年相談係」を

「青少年課 育成係」に

改める。

第 3 条企画部企画政策課の事務分掌中(17)を削り、(18)を(17)とする。

第 3 条文化部文化政策課の事務分掌中(10)を(11)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 歴史的建造物利活用計画に関すること。

第 3 条環境部環境保護課の事務分掌中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)を削り、(8)を(6)とし、(9)から(28)までを 2 ずつ繰り上げる。

第 3 条福祉健康部高齢介護課の事務分掌に次のように加える。

(20) ねんりんピックかながわ 2 0 2 1 の開催に関すること。

第 3 条子ども青少年部子育て政策課の事務分掌中(4)及び(5)を削り、(6)を(4)とし、(7)から(12)までを 2 ずつ繰り上げ、(13)を削り、(14)を(11)とし、(15)を(12)とする。

第 3 条子ども青少年部子育て政策課の事務分掌の次に次の課名及び事務分掌を加える。

子ども青少年支援課

- (1) おだわら子ども若者教育支援センターの管理及び運営に関すること。
- (2) 児童の相談（発達相談を含む。）に関すること。
- (3) 児童福祉法による助産施設又は母子生活支援施設への入所に関すること。
- (4) つくしんぼ教室の管理及び運営に関すること。
- (5) 若者の相談及び自立更生に関すること。

第3条子ども青少年部保育課の事務分掌(8)中「子どものための教育・保育給付の支給認定」を「子どものための教育・保育給付認定」に改め、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

- (9) 子育てのための施設等利用給付認定に関すること。

第3条子ども青少年部青少年課の事務分掌中(7)を削り、(8)を(7)とし、(9)を削り、(10)を(8)とする。

第3条経済部水産海浜課の事務分掌(3)中「整備」を「管理及び運営」に改める。

第3条都市部まちづくり交通課の事務分掌中(8)を削り、(9)を(8)とし、(10)から(13)までを1ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 2 号

小田原市職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の職の設置等に関する規則（昭和 4 2 年小田原市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「小田原市職員定数条例（昭和 2 4 年小田原市条例第 1 0 0 号）に規定する」を削り、「の職員」を「における常時勤務を要する職員」に改める。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市ファミリー・サポート・センター事業者選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 3 号

小田原市ファミリー・サポート・センター事業者選定委員会規則の一部を改正する規則

小田原市ファミリー・サポート・センター事業者選定委員会規則（平成 2 7 年小田原市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会規則

第 1 条中「小田原市ファミリー・サポート・センター事業者選定委員会」を「小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会」に改める。

第 2 条中「事業者」の次に「及びマロニエ・いずみ・こゆるぎ子育て支援センターの指定管理者の候補者」を加える。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員の分限の手續及び効果に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 4 号

小田原市職員の分限の手續及び効果に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員の分限の手續及び効果に関する条例施行規則（平成 1 9 年小田原市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条中「第 8 条第 1 号」を「第 8 条第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 5 号

小田原市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則（平成 1 9 年小田原市規則第
3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 2 条第 1 項」の次に「及び第 2 2 条の 2 第 7 項」を加える。

第 2 条に次の 1 項を加える。

3 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規
定の適用については、同項中「6 月間」とあるのは「1 月間」と、「9 0 日」とある
のは「1 5 日」とする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 6 号

小田原市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年小田原市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条を第 2 1 条とする。

第 1 6 条中「第 4 条」を「第 7 条」に改め、同条を第 2 0 条とする。

第 1 5 条第 2 項中「第 2 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項本文」に改め、同条を第 1 9 条とする。

第 1 4 条を第 1 7 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（条例第 2 5 条第 2 号イの規則で定める非常勤職員）

第 1 8 条 条例第 2 5 条第 2 号イの規則で定める非常勤職員は、次の各号のいずれかに該当する非常勤職員であって、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 1 5 分以上である勤務日があるものとする。

(1) 1 週間の勤務日が 3 日以上とされている非常勤職員

(2) 週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で 1 年間の勤務日が 1 2 1 日以上であるもの

第 1 3 条を第 1 6 条とする。

第 1 2 条中「第 4 条」を「第 7 条」に改め、同条を第 1 5 条とする。

第 1 1 条第 2 項中「第 2 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項本文」に改め、同条を第 1 4 条とする。

第 1 0 条を第 1 3 条とし、第 5 条から第 9 条までを 3 条ずつ繰り下げる。

第 4 条第 3 項中「第 2 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項本文」に改め、同条を第 7 条とする。

第 3 条中「前条」を「前条第 1 項及び第 2 項本文」に改め、同条を第 6 条とする。

第2条第1項中「により」の次に「行い、条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「1月」の次に「(条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2週間)」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員が条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第2条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

(条例第2条第5号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員)

第2条 条例第2条第5号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員は、次の各号のいずれかに該当する非常勤職員とする。

- (1) 1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員
- (2) 週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの
(子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)

第3条 条例第2条の3第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該子について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日(条例第2条第5号イに規定する1歳到達日をいう。次号において同じ。)後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限り。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6

条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。)を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当する場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

(子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)

第4条 前条の規定は、条例第2条の4第2号の規則で定める場合について準用する。

この場合において、前条第1号中「1歳に達する日(次号において「1歳到達日」という。)」とあるのは「1歳6か月に達する日(次号において「1歳6か月到達日」という。)」と、同条第2号中「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 7 号

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例施行規則（昭和 6 1 年小田原市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 8 号

小田原市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員の給与に関する条例施行規則（昭和 3 7 年小田原市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 6 条」を「第 3 4 条」に改める。

本則に次の 5 条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の給料表の適用範囲）

第 1 1 条 条例第 2 7 条第 1 項に規定する各給料表の適用範囲は、次の各号に掲げる給料表の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例別表第 1（職務の級の 1 級及び 2 級に係る部分に限る。）を準用する給料表
他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員
- (2) 条例別表第 3（職務の級の 1 級及び 2 級に係る部分に限る。）を準用する給料表
医師
- (3) 条例別表第 4（職務の級の 1 級及び 2 級に係る部分に限る。）を準用する給料表
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士
- (4) 条例別表第 5（職務の級の 1 級及び 2 級に係る部分に限る。）を準用する給料表
市立病院及び片浦診療所に勤務する保健師等並びに市立病院及び片浦診療所に勤務する保健師等以外の保健師等で市長が指定するもの

（新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の号給の基準）

第 1 2 条 条例第 2 7 条第 4 項の規則で定める基準は、決定される号給がその者の職務の経験、従事する職務の内容等に応じたものとなることとする。

（条例第 2 9 条第 4 項の規則で定める場合）

第 1 3 条 条例第 2 9 条第 4 項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 法律に関する高度の専門的な知識経験により審査請求等に係る審理手続を行う者を任用する場合
 - (2) 税の徴収に関する高度の専門的な知識経験により市税の滞納処分に関する指導等を行う者を任用する場合
 - (3) 国民健康保険料等の徴収を促進するため、徴収した国民健康保険料等の額に応じて報酬を支給する必要がある場合
 - (4) その確保が難しい医師、理学療法士、作業療法士等を任用するため必要がある場合
- (パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額)

第14条 条例第31条の規則で定める額は、条例第10条の規定の例により算定した額とする。この場合において、同条第3項第2号中「(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)」とあるのは、「(平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、0円)」とする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する日額又は時間額による基本報酬の支給日)

第15条 第4条の規定は、条例第33条第1項の規則で定める日について準用する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日等)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第3項に見出しとして「(等級別の標準的職務の内容を定める規則の廃止)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和3年4月1日における住居手当に係る届出の特例)

- 4 令和3年3月31日において小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和2年小田原市条例第12号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定による住居手当を支給されている職員であって、同年4月1日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に条例第9条の3第1項に規定する職員に該当することとなるものについては、令和2年3月31日において支給されていた住居手当に係る第7条の3第1項の規定により行われた届出(令和2年3月改正条例附則第2項の規定による住居手当に関する規則(令和2年小田原市規則第8号)第5条において読み替えて準用する第7条の3第1項の規

定による届出が行われた場合にあつては、当該届出)を令和3年4月1日において支給されることとなる住居手当に係る第7条の3第1項の規定により行われた届出とみなす。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 9 号

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和４７年小田原市規則第７号）の一部を次のように改正する。

別表第３の２の項中「３年制の短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限３年の前期課程の修了」を、「２年制の短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限２年の前期課程の修了」を加える。

1	2 2
1	2 3
1	2 4
1	2 5
1	2 6
1	2 7
1	2 8
1	2 9
2	2 9
3	3 0
4	3 0
5	3 1
6	3 1
7	3 2
8	3 2
9	3 3
1 0	3 4
1 1	3 5
1 2	3 6
1 3	3 7
1 4	3 8
1 5	3 9
1 6	4 0
1 7	4 1
1 8	4 2
1 9	4 3
2 0	4 4
2 1	4 5
2 2	4 6
2 3	4 7
2 4	4 8
2 5	4 9
2 6	4 9
2 7	5 0
2 8	5 0
2 9	5 1
3 0	5 1
3 1	5 2
3 2	5 2
3 3	5 3
3 4	5 3
3 5	5 4
3 6	5 4
3 7	5 5

1	2 1
1	2 2
1	2 2
1	2 3
1	2 3
1	2 4
1	2 4
1	2 5
2	2 6
3	2 7
4	2 8
5	2 9
6	3 0
7	3 1
8	3 2
9	3 3
1 0	3 4
1 1	3 5
1 2	3 6
1 3	3 7
1 4	3 8
1 5	3 9
1 6	4 0
1 7	4 1
1 8	4 2
1 9	4 3
2 0	4 4
2 1	4 5
2 2	4 5
2 3	4 6
2 4	4 6
2 5	4 7
2 6	4 7
2 7	4 8
2 8	4 8
2 9	4 9
3 0	5 0
3 1	5 1
3 2	5 2
3 3	5 3
3 4	5 3
3 5	5 4
3 6	5 4
3 7	5 5

別表第7の2の表中

38	55
39	56
40	56
41	57
42	57
43	58
44	58
45	59
45	59
46	60
46	60
47	61
47	61
48	61
48	61
49	62
49	62
50	62
50	62
51	63
51	63
52	63
52	63
53	64
53	64
53	64
54	64
54	65
54	65
55	65
55	65
55	66
56	66
56	66
56	66
57	67
57	67
58	67
58	67
59	68
59	68
60	68
60	68
61	69
61	69
62	69
62	69
63	70

を

38	55
39	56
40	56
41	57
42	57
43	58
44	58
45	59
45	59
46	60
46	60
47	61
47	61
48	61
48	61
49	62
49	62
50	62
50	62
50	63
50	63
51	63
51	63
52	64
52	64
52	64
53	65
53	65
54	65
54	65
55	66
55	66
56	66
56	66
57	67
57	67
58	67
58	67
59	68
59	68
59	68
59	68
60	69
60	69
60	69
60	69
61	70

に改め、別表第7の3の

表中

26
26
26
27
27
27
28

を

25
26
26
26
26
27
27

に改め、別表第7の4の表中

28
28
29
29
29
30
31

27
27
28
28
28
28
29

44	48	45
46	49	46
46	50	46
47	51	46
47	52	46
47	53	47
	54	47
	55	47
	56	47
	57	48
	58	48
	59	48
	60	48
	61	49
	61	49
	62	49
	62	50
	63	50
	63	50
	64	51
	64	51
	65	51
	65	52
	66	52
	66	52
	67	53
	67	
	68	
	68	
	69	
	70	
	71	
	72	
	73	
	73	
	74	
	74	
	75	
	75	
	76	
	76	
	77	
	77	
	78	
	78	
	79	
	79	

を

44	48	46
45	49	46
45	50	46
46	51	47
46	52	47
47	53	47
	53	48
	54	48
	54	48
	55	49
	55	49
	56	49
	56	49
	57	50
	57	50
	58	50
	58	50
	59	51
	59	51
	60	51
	60	51
	61	52
	61	52
	62	52
	62	52
	63	53
	63	
	64	
	64	
	65	
	65	
	66	
	66	
	67	
	67	
	68	
	68	
	69	
	69	
	70	
	70	
	71	
	71	
	72	
	72	
	73	
	73	

に改める。

	8 0	
	8 0	
	8 1	
	8 1	
	8 2	
	8 2	
	8 3	

	7 4	
	7 4	
	7 5	
	7 5	
	7 6	
	7 6	
	7 7	

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 0 号

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和 3 9 年小田原市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 2 条まで」の次に「、第 2 8 条及び第 3 2 条」を加える。

第 3 条第 2 号中「（非常勤である者にあつては、法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）その他市長が別に定める者に限る。）」を削り、同条第 3 号中「短時間勤務職員」を「法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員、法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」に改める。

第 5 条中「常勤の職員又は短時間勤務職員」を「職員」に改める。

第 6 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、パートタイム会計年度任用職員（法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員をいう。以下同じ。）にあつては、この限りでない。

本則に次の 3 条を加える。

（任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員に準ずるもの）

第 1 8 条 条例第 2 8 条に規定する規則で定めるフルタイム会計年度任用職員は、任期の定めが 6 月に満たないフルタイム会計年度任用職員（法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 当該任期の属する会計年度における会計年度任用職員（法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）としての任期を合計した期間が 6

月以上となるもの

- (2) 6月に支給する場合においては、当該任期の属する会計年度の前年度の末日において会計年度任用職員として採用されていたフルタイム会計年度任用職員であって、前年度における会計年度任用職員としての任期（前年度の末日を含むものに限る。）と当該任期の属する会計年度におけるフルタイム会計年度任用職員としての任期（当該任期の属する会計年度の初日を含むものに限る。）を合計した期間が6月以上となるもの

（任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員に準ずるもの）

第19条 条例第32条第1項に規定する規則で定めるパートタイム会計年度任用職員は、任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該任期の属する会計年度における会計年度任用職員としての任期を合計した期間が6月以上となるもの
- (2) 6月に支給する場合においては、当該任期の属する会計年度の前年度の末日において会計年度任用職員として採用されていたパートタイム会計年度任用職員であって、前年度における会計年度任用職員としての任期（前年度の末日を含むものに限る。）と当該任期の属する会計年度におけるパートタイム会計年度任用職員としての任期（当該任期の属する会計年度の初日を含むものに限る。）を合計した期間が6月以上となるもの

（期末手当が支給されない1週間当たりの勤務時間が少ないパートタイム会計年度任用職員）

第20条 条例第32条第2項に規定する規則で定めるパートタイム会計年度任用職員は、1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たないパートタイム会計年度任用職員とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 1 号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 2 年小田原市規則第 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「子ども青少年部子育て政策課」を「子ども青少年部子ども青少年支援課」に改める。

第 1 0 条中「定める額」の次に「（条例第 1 6 条第 1 項の市長が定める職員にあっては、その額に 4 分の 3 を乗じて得た額）」を加える。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 2 号

小田原市職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員の旅費に関する条例施行規則（昭和 3 7 年小田原市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 7 条」を「第 2 8 条」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 3 号

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則（昭和 3 9 年小田原市規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 1 条の 2 第 2 項中「請求書」の次に「（当該債権者による押印等の方法により、当該債権者が作成したものであると判断することができるものに限る。）」を加え、同項第 2 号中「、氏名及び押印」を「及び氏名」に改め、「並びに社印及び代表者印」を削る。

第 1 3 2 条中「第 2 4 3 条の 2 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 1 項」に改める。

第 1 3 3 条第 4 項中「第 2 4 3 条の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。

別表第 1 子育て政策課の項の次に次のように加える。

子ども青少年支援課	子ども青少年相談係長
-----------	------------

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 4 号

小田原市財産規則の一部を改正する規則

小田原市財産規則（昭和 4 0 年小田原市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

別表子育て政策課の項の次に次のように加える。

子ども青少年支援課	子ども青少年相談係長
-----------	------------

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 5 号

小田原市契約規則の一部を改正する規則

小田原市契約規則（昭和 3 9 年小田原市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 1 0 号を次のように改める。

(10) 契約不適合責任

第 4 9 条の 2 の見出しを「（契約不適合責任）」に改め、同条第 1 項中「目的物の引渡しを受けた日」を「引渡しを受けた目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは、その不適合を知った日（工事請負契約にあつては、その引渡しを受けた日）」に、「かしの修補又はその修補に代え、若しくはその修補とともに損害賠償を請求する」を「修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（次項において「請求等」という。）を行う」に改め、同項ただし書中「かし」を「不適合」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 工事請負 2 年

第 4 9 条の 2 第 2 項中「かし担保責任の」を「請求等を行うことができる」に改め、同条第 3 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 2 5 条及び第 4 9 条の 2 の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 6 号

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市市税条例施行規則（昭和 5 0 年小田原市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 9 号の 2 中「軽自動車税減免申請書」を「軽自動車税（種別割）減免申請書」に改め、同条第 4 1 号中「軽自動車税納税通知書」を「軽自動車税（種別割）納税通知書」に改め、同条第 4 2 号中「軽自動車税変更決定通知書」を「軽自動車税（種別割）変更決定通知書」に改め、同条第 4 3 号中「軽自動車税納税証明書」を「軽自動車税（種別割）納税証明書」に改め、同条第 5 2 号を削り、同条第 5 3 号中「様式第 5 7 号」を「様式第 5 6 号」に改め、同号を同条第 5 2 号とし、同条第 5 3 号の 2 中「様式第 5 7 号の 2」を「様式第 5 7 号」に改め、同号を同条第 5 3 号とする。

様式第 2 9 号の 2 中「軽自動車税：地方税法第 4 5 7 条」を「軽自動車税（種別割）：地方税法第 4 6 3 条の 2 5」に改める。

様式第 3 0 号の 2 中「軽自動車税減免申請書」を「軽自動車税（種別割）減免申請書」に改める。

様式第 3 1 号その 3 中「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に改める。

様式第 4 2 号中「軽自動車税収入済通知書」を「軽自動車税（種別割）収入済通知書」に、
「軽自動車税 納付書（原符）」を「軽自動車税（種別割）納付書（原符）」に、「軽自動車税 納税通知書」を

「軽自動車税（種別割）納税通知書」に、「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」を「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」に改める。

様式第 4 3 号中「軽自動車税変更決定通知書」を「軽自動車税（種別割）変更決定通知書」に、「軽自動車税を」を「軽自動車税（種別割）を」に改める。

様式第 4 4 号中「軽自動車税納税証明書」を「軽自動車税（種別割）納税証明書」に

改める。

様式第56号を削り、様式第57号を様式第56号とし、様式第57号の2を様式第57号とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市自動車臨時運行の許可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 7 号

小田原市自動車臨時運行の許可に関する規則の一部を改正する規則

小田原市自動車臨時運行の許可に関する規則（昭和 4 1 年小田原市規則第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「臨時運行許可申請書」を「自動車臨時運行許可申請書」に改める。

第 3 条第 1 項中「き損した」を「毀損した」に、「臨時運行許可証・番号標・亡失・き損届」を「自動車臨時運行許可証・番号標・亡失・毀損届」に改め、同条第 2 項中「陸運事務所長」を「自動車検査登録事務所長」に改める。

第 4 条中「き損した」を「毀損した」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

自動車臨時運行許可申請書
APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

車名 Maker of the Vehicle			
形状 Type of Body			
車台番号 Serial No.		自動車損害賠償責任保険 Car Insurance	
運行の目的 Purpose		保険会社名 Name of Co.	
		証明書番号 Voucher No.	
運行の経路 Route		保険期間 Insurance Period	
運行の期間 Service Period		備 考	

注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。

年 月 日

小田原市長 様

申 請 人	住所 Applicant's Address	
	氏名又は名称 Name ※法人の場合は、代表者名も記入してください。	
	業種 Type of Industry	
	番号標受領者氏名・住所 Recipient Name Applicant's Address	

番号標番号		枚数
許可番号		
許可年月日		
有効期間		
返納年月日		
備 考		

返納期限 年 月 日まで

様式第2号中「自動車臨時運行許可証・番号標・亡失・き損届」を「自動車臨時運行許可証・番号標・亡失・毀損届」に改める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 8 号

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

小田原市自転車競走実施規則（昭和 3 7 年小田原市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 4 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「本符及び原符には、それぞれ」を「指定観覧席入場券には、」に、「通し番号」を「座席番号」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 9 号

小田原市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市印鑑条例施行規則（昭和 5 4 年小田原市規則第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

印鑑登録申請書

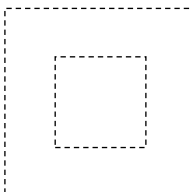
年 月 日

小田原市長 様

窓口に来た人	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 代理人
--------	-----------------------------	------------------------------

住所
氏名 ㊟
電話

小田原市印鑑条例第 2 条に定める登録資格を有する者として、同条例第 3 条の規定に基づき印鑑登録を申請します。

登録申請者	登録を受けようとする印鑑	住 所	電 話
		氏 名	
		生年月日	
	*次の場合は、右欄に記入してください。 ・旧氏の印鑑を登録するとき。 ・外国人住民が通称又はカタカナ表記の印鑑を登録するとき。		住民票に記録されている旧氏、通称又はカタカナ表記

保証書	上記の印鑑登録申請者は、本人であることを保証します。		登録されている印鑑
	住所		
	氏名		

登録証受領印

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第7条、第8条関係）

印鑑登録証引換交付
申請書
印鑑登録廃止
印鑑登録証亡失等届

年 月 日

小田原市長 様

窓口に来た人	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 代理人
--------	-----------------------------	------------------------------

住所
氏名 ㊟
電話

次のとおり申請・届出をします。

申請・届出 区 分		
登 録 者	登録番号	
	住 所	電話
	氏 名	㊟
	生年月日	

登録証受領印

様式第5号中

「3 抹消の理由

あなたの氏名が変更されたため

あなたの旧氏又は通称が変更されたため を

後見開始のため

その他 』

「3 抹消の理由

に

』

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市地域センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 0 号

小田原市地域センター条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市地域センター条例施行規則（平成 7 年小田原市規則第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表集会室 2 0 2 用設備の項中

マイクロホン（ワイヤレスマイクロホンを含む。）	1 回	1 本	1 0 0
備付けビデオプロジェクター	1 回	1 台	5 0 0

を

マイクロホン（ワイヤレスマイクロホンを含む。）	1 回	1 本	1 0 0
-------------------------	-----	-----	-------

に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 1 号

小田原市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（平成 4 年小田原市規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「相当の期間にわたり」を「この札を取り付けた日から起算して 7 日

「 年 月 日
間」に、「 年 月 日」を 取付時間 放置場所
に改める。」

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 2 号

小田原市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市国民健康保険条例施行規則（昭和 3 4 年小田原市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 9 号を削る。

様式第 3 2 号を削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 3 号

小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市介護保険条例施行規則（平成 1 2 年小田原市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

様式第 6 号中

「地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設」を

「地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・介護医療院」に

改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 4 号

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則（平成27年小田原市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（第1号訪問事業に係る指定の申請の特例）

第3条の2 国基準訪問型サービス事業（第1号訪問事業のうち、小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則（平成27年小田原市規則第63号）第3条に規定する国基準訪問型サービス事業をいう。）に係る指定事業者の指定の申請は、基準緩和訪問型サービス事業（第1号訪問事業のうち、同規則第6条に規定する基準緩和訪問型サービス事業をいう。）に係る指定事業者の指定の申請と併せて行うものとする。

様式第1号中

種類	同一所在地において行う事業	介護予防・日常生活支援総合事業	実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	添付する付表
			国基準訪問型サービス			付表1
			基準緩和訪問型サービス			付表1
			国基準通所型サービス			付表2
			基準緩和通所型サービス			付表2

を

種類	同一所在地において行う事業の種類	介護予防・日常生活支援総合事業	実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	添付する付表
			国基準訪問型サービス及び基準緩和訪問型サービス			付表1
			基準緩和訪問型サービス			付表1
			国基準通所型サービス			付表2
			基準緩和通所型サービス			付表2

に

改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に国基準訪問型サービス事業（第1号訪問事業のうち、小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則（平成27年小田原市規則第63号）第3条に規定する国基準訪問型サービス事業をいう。）に係る指定事業者の指定を受けた者（当該指定に係る事業所について、基準緩和訪問型サービス事業（第1号訪問事業のうち、同規則第6条に規定する基準緩和訪問型サービス事業をいう。以下同じ。）に係る指定事業者の指定を受けている場合を除く。）は、同日に、当該指定に係る事業所について基準緩和訪問型サービス事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなす。ただし、同月30日までに市長に別段の申出をしたときは、この限りでない。

小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 5 号

小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
施行規則の一部を改正する規則

小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
(平成 2 6 年小田原市規則第 4 8 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7
号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 2 項中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市企業誘致推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 6 号

小田原市企業誘致推進条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市企業誘致推進条例施行規則（平成 2 7 年小田原市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「第 2 条第 6 号ア及びイ」を「第 2 条第 4 号ア」に改め、同条第 3 項中「第 2 条第 6 号ア、イ及びウ」を「第 2 条第 4 号ア及びイ」に改め、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「第 2 条第 8 号」を「第 2 条第 5 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条を第 3 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（立地事業計画の届出）

第 4 条 条例第 5 条及び第 6 条の規定による奨励措置を受けようとする企業等は、条例第 2 条第 4 号アの立地をしようとする場合にあっては土地の売買契約又は賃貸借契約を締結する日（土地の取得又は賃借を伴わない立地にあつては、建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請をする日又は家屋の売買契約若しくは賃貸借契約を締結する日）の前日までに、同号イの立地をしようとする場合にあっては同法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請をする日の前日までに、当該立地に係る事業計画（以下「立地事業計画」という。）を市長に届け出なければならない。

2 立地事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 立地に係る事業所及び設備の概要に関する事項
- (2) 立地に係る事業に関する事項
- (3) 立地を行う者に関する事項
- (4) 立地を行う場所及び時期に関する事項
- (5) 投下資本額及びその調達方法に関する事項

(6) 立地に係る事業に伴う雇用に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る立地が条例第3条第1項各号に掲げる要件を満たすことを確認し、その結果を当該届出を行った企業等に通知するものとする。

第5条を次のように改める。

(立地に係る奨励措置の申請)

第5条 条例第4条第1項の規定による申請は、立地の日の属する年の翌年の1月31日（当該立地の日が1月1日である場合にあっては、同日の属する月の31日）までに、立地に係る奨励措置適用申請書（様式第1号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。

(1) 立地をしたことを証する書類

(2) 土地又は建物の売買又は賃貸借の契約書の写し

(3) 投下資本額の明細書

(4) 土地及び家屋の登記事項証明書

(5) 国税、都道府県税及び市町村税の納付を証する書類

(6) 商業登記事項証明書（企業等が個人の場合にあっては、住民票の写し）

(7) 奨励措置の対象となる固定資産の明細書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第4条第2項の規定による通知は、立地に係る奨励措置適用・不適用決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

第6条の見出し中「企業等立地奨励金」を「立地奨励金」に改め、同条第1項中「条例第3条第2項の企業等立地奨励金」を「立地奨励金」に改め、同条第2項中「額を」を「総額を」に、「当該奨励金の」を「その」に改め、同条に次の3項を加える。

3 第1項の申請は、毎年度、市長が指定する日までに立地奨励金交付申請書（様式第3号）を市長に提出することにより行わなければならない。

4 第1項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、その全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 土地及び家屋の登記事項証明書
- (2) 国税、都道府県税及び市町村税の納付を証する書類
- (3) 商業登記事項証明書（適用企業が個人の場合にあつては、住民票の写し）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 市長は、第1項の申請があつたときは、その適否を審査し、速やかに、立地奨励金交付・不交付決定通知書（様式第4号）によりその結果を当該申請をした適用企業に通知するものとする。

第7条及び第8条を次のように改める。

（雇用促進奨励金の交付申請）

第7条 条例第8条第1項の規定による申請は、立地の日から1年6月を経過する日までの間に、雇用促進奨励金交付申請書（様式第5号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、その全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 適用企業が立地に伴い新たに雇用した常勤の従業員の名簿
- (2) 前号の従業員が条例第7条各号に掲げる要件を満たすことを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第8条第2項の規定による通知は、雇用促進奨励金交付・不交付決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（奨励措置の適用回数の算定方法）

第8条 次の各号に掲げる条例第5条から第7条までの規定による奨励措置の適用に係る回数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第5条の規定による奨励措置 条例第5条の規定による奨励措置の適用を受けた場合又は小田原市企業誘致推進条例の一部を改正する条例（令和2年小田原市条例第16号）による改正前の条例（以下この条において「旧条例」という。）第3条第1項の規定による投資促進奨励金の交付を受けた場合を1回と数える。
- (2) 条例第6条の規定による奨励措置 立地奨励金の交付を受けた場合又は旧条例第3条第2項の規定による企業等立地奨励金の交付を受けた場合を1回と数える。
- (3) 条例第7条の規定による奨励措置 雇用促進奨励金の交付を受けた場合又は旧条例第3条第3項の規定による雇用促進奨励金の交付を受けた場合を1回と数える。

第9条から第12条までを削る。

第13条の見出し中「奨励措置」を「決定」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第5条」を「第10条第1項」に改め、同項第1号中「第5条第1号」を「第10条第1項第1号」に改め、同項第2号中「第5条第2号」を「第10条第1項第2号」に、「滞納の」を「当該」に改め、同項第3号中「第5条第3号」を「第10条第1項第3号」に改め、同項第4号中「第5条第4号」を「第10条第1項第4号」に改め、同条第2項中「条例第5条第1項」を「市長は、条例第10条第1項」に、「の取消しをした場合」を「を取り消したとき」に、「（様式第11号）により」を「（様式第7号）により当該決定を取り消された企業等に」に改め、同条第3項中「第5条第2項」を「第10条第2項」に、「（様式第12号）により」を「（様式第8号）により当該決定に係る企業等に」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

（報告）

第10条 適用企業は、次の各号に掲げる期間について当該各号に定める報告書を、毎年度、1月31日までに市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 条例第4条第2項の規定による決定をした日から条例第6条の規定による奨励措置の適用が終了するまでの期間 資産保有状況報告書（様式第9号）

(2) 条例第4条第2項の規定による決定をした日から立地の日から起算して10年を経過するまでの期間 事業内容報告書（様式第10号）

（事業内容の変更等）

第11条 適用企業が条例第10条第1項の決定に係る事業の内容を変更しようとするときは、事業変更届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 適用企業が事業を廃止するときは、速やかに事業廃止届（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

第14条の見出し中「承継」を「地位の承継」に改め、同条第1項中「第7条」を「第12条」に、「奨励措置適用承継承認申請書」を「地位承継承認申請書」に改め、同条第2項中「奨励措置適用承継承認・不承認通知書」を「地位承継承認・不承認通知書」に改め、同条を第12条とする。

第15条を第13条とする。

様式第1号中「（第9条関係）」を「（第5条関係）」に、「投資促進奨励金及び企

業等立地奨励金交付適用申請書」を「立地に係る奨励措置適用申請書」に、「第3条第1項（第1号・第2号・第3号）の規定による投資促進奨励金及び第2項の規定による企業等立地奨励金の交付の適用」を「第5条の規定による固定資産税等の税率の特例措置の適用及び同条例第6条の規定による立地奨励金の交付」に、「投資促進奨励金及び企業等立地奨励金の交付の適用」を「固定資産税等の税率の特例措置の適用及び立地奨励金の交付」に改める。

様式第2号から様式第4号までを削る。

様式第5号中「（第10条関係）」を「（第5条関係）」に、「投資促進奨励金及び企業等立地奨励金交付適用・不適用決定通知書」を「立地に係る奨励措置適用・不適用決定通知書」に、「投資促進奨励金及び企業等立地奨励金交付の適用」を「固定資産税等の税率の特例措置の適用及び立地奨励金の交付」に、「及び都市計画税の税相当額を合算した額に2分の1を乗じて得た額について毎年度、予算の定めるところにより交付する」を「の税率は100分の0.7とし、都市計画税の税率は100分の0.1とする」に、「投資促進奨励金及び企業等立地奨励金の交付の適用対象」を「固定資産税等の税率の特例措置の適用及び立地奨励金の交付の対象」に改め、同様式に次のように加える。

この処分について不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第5号を様式第2号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第3号（第6条関係）

立地奨励金交付申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所
氏 名

㊟

〔法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の職氏名〕

年度立地奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 立地年月日 年 月 日

2 立地奨励金の交付を受けようとする事業所の状況

所在地	
名称	
代表者氏名 (法人の場合)	

3 用途地域 工業地域 工業専用地域 その他 ()

4 交付申請額 円

5 交付申請内容 資産保有状況報告書（様式第9号）のとおり

様式第4号（第6条関係）

立地奨励金交付・不交付決定通知書	
番 号 年 月 日	
様	
小田原市長 印	
年 月 日付けで申請のあった立地奨励金の交付については、次のとおり決定したので通知します。	
決定区分	<input type="checkbox"/> 交付します。 <input type="checkbox"/> 交付しません。
決定内容	立地奨励金 円を交付する。
立地奨励金の内容	
1 立地奨励金の交付の対象となる事業所名等	
所在地	
名 称	
2 立地に係る奨励措置の適用決定年月日	
年 月 日	
交付しない理由	

この処分について不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第5号（第7条関係）

雇用促進奨励金交付申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所

ふりがな
氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の職氏名 〕

小田原市企業誘致推進条例第7条の規定による雇用促進奨励金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 立地年月日 年 月 日

2 雇用促進奨励金の交付を受けようとする従業員の数 人

3 交付申請額 円

4 雇用促進奨励金の交付を受けようとする事業所の状況

所在地	
名称	
代表者氏名 (法人の場合)	

様式第6号中「(第10条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式に次のように加える。

この処分について不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第9条関係）

奨励措置取消通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付け 第 号で通知した
については、次のとおり取り消したので通知します。

1 取り消した内容

2 取り消した理由

様式第11号及び様式第12号を削る。

様式第10号中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第9号中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第8号中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に、「第3条第1項(第1号・第2号・第3号)の規定による投資促進奨励金及び同条第2項の規定による企業等立地奨励金の交付の適用」を「第5条の規定による固定資産税等の税率の特例措置の適用及び同条例第6条の規定による立地奨励金の交付」に改め、同様式を様式第9号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第10号（第10条関係）

事業内容報告書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所

氏^{ふりがな}名^①

〔 法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の職氏名 〕

小田原市企業誘致推進条例の規定による奨励措置の適用を受けている事業の内容は、次のとおりです。

1 立地年月日 年 月 日

2 報告対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 事業内容

4 雇用者数

5 その他報告事項

様式第 7 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第8号（第9条関係）

奨励金等返還通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付け 第 号で通知した に

ついては、次のとおり返還させることを決定したので通知します。

- 1 返還を請求する奨励措置の内容
- 2 返還金額
- 3 返還方法
- 4 返還期限
- 5 理由

様式第13号中「(第14条関係)」を「(第12条関係)」に、「奨励措置適用承認申請書」を「地位承認申請書」に、「第7条」を「第12条」に、「適用に係る」を「適用決定に係る地位の」に改める。

様式第14号中「(第14条関係)」を「(第12条関係)」に、「奨励措置適用承認・不承認通知書」を「地位承認・不承認通知書」に、「適用に係る」を「適用決定に係る地位の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 小田原市企業誘致推進条例の一部を改正する条例(令和2年小田原市条例第16号)附則第2項に規定する企業等(以下「旧条例適用企業等」という。)に係る同項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の小田原市企業誘致推進条例(平成27年小田原市条例第2号)第4条第1項に規定する奨励措置については、改正前の小田原市企業誘致推進条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の日前に改正前の第8条第1項の規定によりなされた届出(旧条例適用企業等が行ったものを除く。)は、改正後の第4条第1項の規定による届出とみなす。この場合において、同条第3項の規定は、適用しない。

小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 7 号

小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市営住宅条例施行規則（平成 9 年小田原市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条を削る。

第 1 2 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 2 条第 4 項」を「第 1 2 条第 3 項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「第 1 2 条第 3 項」を「第 1 2 条第 2 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 5 項」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 1 4 条第 4 項中「及び第 3 項」を削る。

第 1 9 条中「第 1 9 条第 3 項」を「第 1 9 条第 4 項」に改める。

別表第 1 栢山住宅の項を削る。

様式第 6 号から様式第 8 号までを次のように改める。

様式第 6 号から様式第 8 号まで 削除

様式第 9 号を次のように改める。

様式第9号（第12条関係）

小田原市営住宅入居請書

年 月 日

小田原市長 様

入居者 現住所

ふりがな
氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日

私は、市営住宅への入居許可を受けるに当たり、小田原市営住宅条例及び同条例施行規則の定めに基づく入居の条件を遵守することを誓約します。

1 入居する住宅 住宅の位置 小田原市
住宅名・号室

2 家賃金 円（ 年度における月額とし、次年度以降の毎年度の家賃は、小田原市営住宅条例第15条、第33条及び第36条の規定により算出した額とします。）

3 敷金金 円（入居時の家賃の3月分）

急病の場合など緊急時に連絡が取れない場合の連絡先

住所			
ふりがな 氏名			
電話番号		入居者との関係	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に公営住宅の入居者の保証人である者については、改正前の第11条第5項及び様式第8号の規定は、なおその効力を有する。

小田原市公共下水道排水設備工事指定工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 8 号

小田原市公共下水道排水設備工事指定工事店規則の一部を改正する規則

小田原市公共下水道排水設備工事指定工事店規則（平成 1 1 年小田原市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「による届出」の次に「（同条第 4 号及び第 5 号に係るものを除く。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 条例第 5 条の 1 2 の規定による届出（同条第 4 号及び第 5 号に係るものに限る。）

は、小田原市公共下水道排水設備工事責任技術者登録抹消届出書（様式第 1 6 号）に責任技術者証及び市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

様式第 1 5 号中「申請者」を「届出者」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第16号（第16条関係）

小田原市公共下水道排水設備工事

責任技術者登録抹消届出書

年 月 日

小田原市長 様

住 所

届出者 氏 名 ㊟

電 話

抹消者との
続 き 柄

小田原市公共下水道排水設備工事責任技術者の登録について、次のとおり登録の基準に該当しなくなったため、責任技術者の登録の抹消を届け出ます。

登録を抹消する責任技術者	住 所					
	フリガナ 氏 名 ㊟			電話番号		
				生年月日	年 月 日	
	登録番号 第 号	登 録 有効期間	自 年 月 日			
			至 年 月 日			
勤 務 先						

理由

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市立病院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 9 号

小田原市立病院管理規則の一部を改正する規則

小田原市立病院管理規則（昭和 4 2 年小田原市規則第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号中「、被服貸与料及び松葉づえ貸与料」を「及び被服貸与料」に改める。

様式第 3 号中

連 帯 保 証 人	※ 連帯保証人は、患者又はその親族等と別世帯の支払い能力のある者			
	氏 <small>ふ</small> り <small>り</small> が <small>が</small> な <small>な</small> 名	㊦	生 年 月 日	
	住 所		電 話	
	勤務先及び電話		申込者との関係	

を

連 帯 保 証 人	※ 連帯保証人は、患者又はその親族等と別世帯の支払い能力のある者			
	氏 <small>ふ</small> り <small>り</small> が <small>が</small> な <small>な</small> 名	㊦	生 年 月 日	
	住 所		電 話	
	勤務先及び電話		申込者との関係	
極 度 額				

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整を

して使用することができる。

小田原市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 4 0 号

小田原市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

小田原市病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和 4 0 年小田原市規則第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条の 2 中「消滅時効の起算日から 3 年以上経過した」を「民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 1 6 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる場合に該当する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 民法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 4 4 号）附則第 1 0 条第 4 項の規定によりその消滅時効の期間がなお従前の例によることとされる診療報酬等に係る債権の放棄については、改正後の第 1 9 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 4 1 号

小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する
規則

小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（昭和41年小田原市規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表第2中図以外の部分を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

種類	区分	摘要
男性 団 員 用 帽	色及び地質	黒色（夏帽にあつては、紺系色）の毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
	製式	円形とし、地質と類似色の前ひさし及び顎ひもを付ける。顎ひもの両端は、帽の両側において金色金属製消防団き章を付けたボタン（以下「金ボタン」という。）各1個で留める。形状及び寸法は、第1図のとおりとする。
	き章	金色金属製消防団き章をモール製金色桜で抱擁する。台地は、地質と同様とする。形状及び寸法は、第1図のとおりとする。
	周章	帽の腰周りには、地質と類似色のななこ織りを巻き、副分団長以上の場合には、平しま織り金線を巻く。形状及び寸法は、第1図のとおりとする。
女性 団 員 用 帽	色及び地質	濃紺の毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
	製式	円形つば型とし、帽の周りに地質と同系色のリボンを巻く。形状及び寸法は、第1図の2のとおりとする。
	き章	銀色金属製消防団き章をモール製銀色桜で抱擁する。台地は、地質と同様とする。形状及び寸法は、第1図の2のとおりとする。
活 動 帽	色及び地質	紺系色の合成繊維の織物
	製式	アポロキャップ型とし、前面に小田原市消防団名（英語）を銀色のししゅうで、消防団き章及び桜葉を金色のししゅうで表示する。ひさし表面には、金色のししゅうで桜葉を表示する。後部にはアジャスターを取り付ける。形状は、第2図のとおりとする。
	色及び地質	銀色の強化合成樹脂
	製式	かぶと型とし、内部に頭部を保護する緩衝装置及び引き出し式の顔面保護板を付ける。

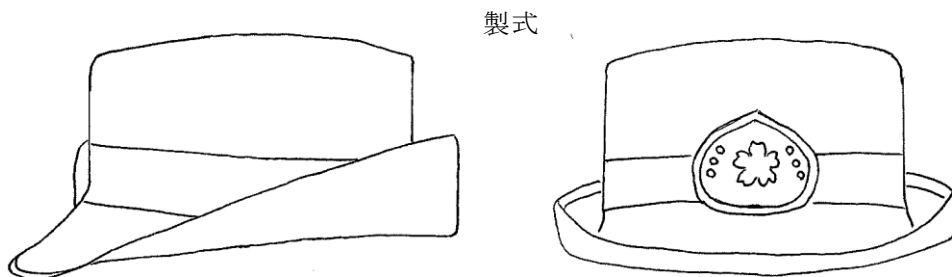
防火帽	帽体		顎ひもは、合成繊維とし、調整金具を付ける。形状は、第3図のとおりとする。	
		標識	帽の後面中央に、団長及び副団長の場合には黒色の文字で本と表示し、団長及び副団長以外の団員の場合には黒色の数字で分団名を表示する。帽の両側面に小田原市消防団名を横書き黒字で表示する。	
	しころ	色及び地質	紺色の耐熱性防水布	
		製式	取付け金具により帽に付着させるものとし、前面は、両眼で視認できる部分を除き、閉じることができるものとする。形状は、第3図のとおりとする。	
保安帽	色及び地質	白色の強化合成樹脂		
	製式	かぶと型とし、内部に頭部を保護する緩衝装置を付ける。顎ひもは、合成繊維とし、調整金具を付ける。形状は、第3図の2のとおりとする。		
	き章	金色金属製消防団き章を前面中央に付ける。形状及び寸法は、第3図の2のとおりとする。		
	周章	帽の腰回りに階級を表示する赤色反射線を付ける。形状及び寸法は、第3図の2のとおりとする。		
	標識	帽の両側面に小田原市消防団名を横書き黒色で表示する。		
男性団員用制服	上衣	色及び地質	男性団員用帽と同様とする。	
		製式	前面	剣襟とし、金ボタン3個を1行に付ける。左胸部及び下部左右に各1個のポケットを付け、下部左右のポケットには蓋を付ける。形状及び寸法は、第4図のとおりとする。
			後面	すその中央を裂く。形状は、第4図のとおりとする。
	袖章	表半面に1条ないし3条の金色しま織り線をまとう。形状及び寸法は、第4図のとおりとする。		
	ズボン	色及び地質	上衣と同様とする。	
		製式	長ズボンとし、両側前方及び右側後方に各1個のポケットを付ける。両脇縫い目に黒色ななこ織りの側章を付ける。形状及び寸法は、第4図のとおりとする。	
			色及び地質	女性団員用帽と同様とする。
		前面	剣襟とし、銀ボタン4個を1行に付ける。	

女性 団員 制服	上衣	製式	打合わせを右上前とする。 左胸部及び下部左右に各1個のポケットを付け、下部左右のポケットには蓋を付ける。形状は、第4図の2のとおりとする。
		後面	両側脇線のすそを裂く。 形状は、第4図の2のとおりとする。
		袖章	表半面に1条ないし3条の銀色しま織り線をまとう。 形状は、第4図のとおりとする。
	キュロットスカート	色及び地質	上衣と同様とする。
		製式	胴回りは、ベルト芯を付け、左側をファスナー開きとする。 形状は、第4図の2のとおりとする。
盛夏衣	上衣	色及び地質	淡青色の綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		製式	台襟付きシャツ型の半袖とし、地質と類似色のボタン5個を1行につける。左右胸部に各1個のポケットを付け、蓋を付ける。 形状は、第5図のとおりとする。
	ズボン	色及び地質	紺系色の綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		製式	裾シングルのタック付き長ズボンとし、前面中央をファスナー開きとする。両もも部及び両臀部に各1個のポケットを付ける。 形状は、第5図のとおりとする。
活動衣	上衣	色及び地質	濃紺色の綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		製式	カッター式の長袖とし、地質と類似色のボタン7個を1行に付ける。袖は、カフス付き同色のボタン留めとする。ポケットは、胸部左右に各1個とし、蓋を付け、同色のボタンで留める。左右両肩に肩章を付ける。 形状は、第6図のとおりとする。
	ズボン	色及び地質	上衣と同様とする。
		製式	長ズボンとし、両側前方及び右側後方に各1個のポケットを付ける。 形状は、第6図のとおりとする。
防	色及び地質	防火帽のしころと同様とする。	
	製式	防火上衣と防火ズボンで構成される上下式防火衣とし、內衣	

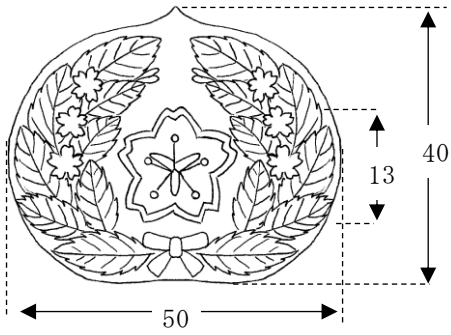
火 衣			と外衣により構成される、Yライン立体裁断とする。 形状は、第7図のとおりとする。
雨 衣	上 衣	色及び地質	紺系色の防水布
		製式	縦襟長袖とし、隠しファスナー及びスナップを付ける。ポケットは、左右腹部に各1個を付け、蓋を付ける。襟部に取り外し可能なフードを付ける。左胸部に消防団き章及び当該き章の下部に1行の横書きで小田原市消防団（長さ12センチメートル）の文字をそれぞれ白色で表示する。 形状は、第8図のとおりとする。
	ズ ボ ン	色及び地質	上衣と同様とする。
		製式	長ズボンとする。 形状は、第8図のとおりとする。
編 上 靴	色及び地質	黒色の革	
	製式	編み上げの半長靴で、踏抜き防止板を内蔵した静電気帯電防止安全靴とする。 形状は、第9図のとおりとする。	
階 級 章	製式	黒色の毛織物又は黒色金属製の台地とし、団長及び副団長にあつては、上下両縁及び中央部に平織り金線を施し、金色金属製消防団き章を付ける。 階級章は、右胸部に付ける。 形状及び寸法は、第10図のとおりとする。	

別表第2第1図中「帽」を「男性団員用帽」に、「あごひも留めボタン」を「顎ひも留めボタン」に改め、同図の次に次のように加える。

第1図の2 女性団員用帽（数字は、寸法を示し、その単位はミリメートルとする。）

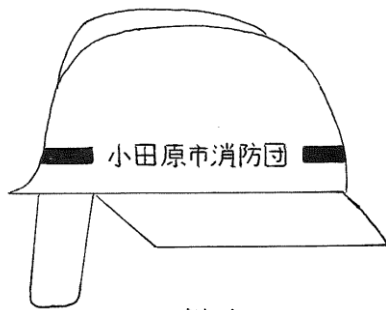


き章



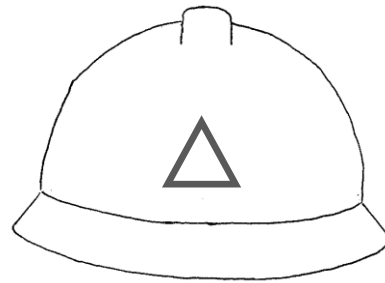
別表第2第3図を次のとおり改める。

第3図 防火帽（数字は、寸法を示し、その単位はミリメートルとする。）

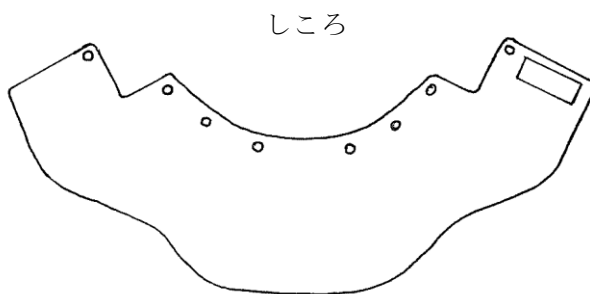


側面

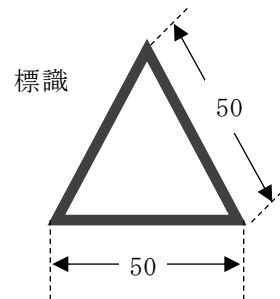
帽体



後面



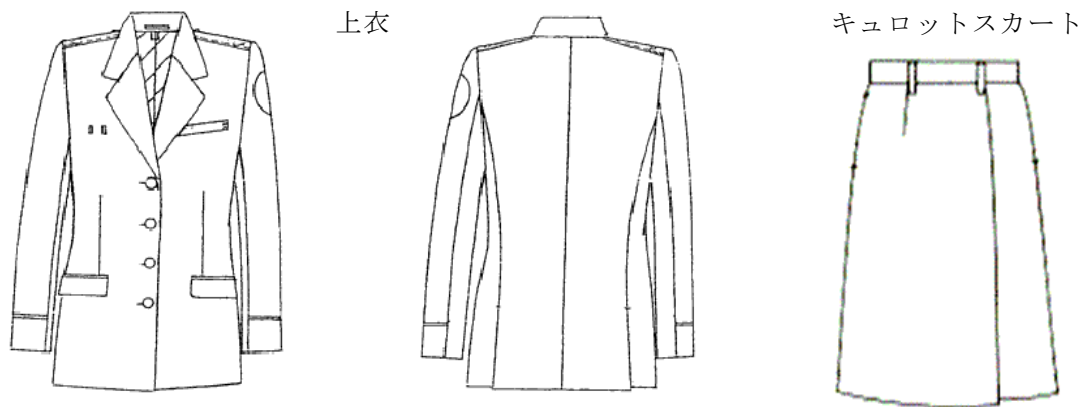
しころ



標識

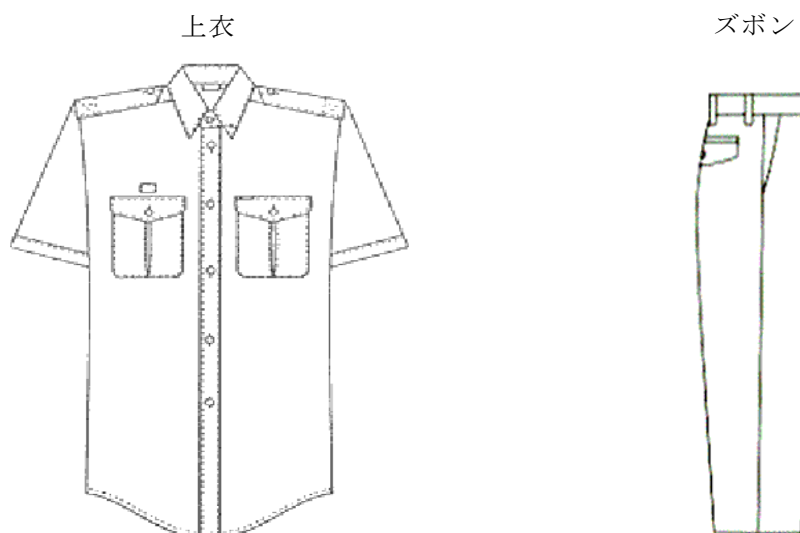
別表第2第4図中「制服」を「男性団員用制服」に、「そで章」を「袖章」に改め、同図の次に次のように加える。

第4図の2 女性団員用制服



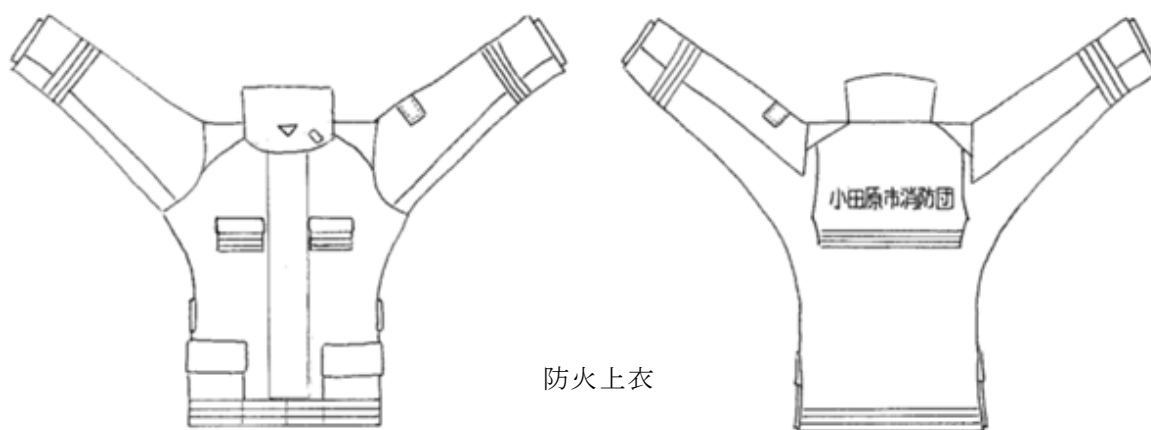
別表第2第5図を次のとおり改める。

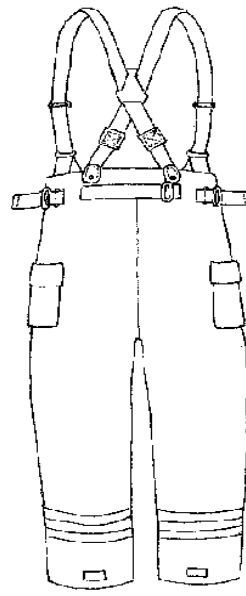
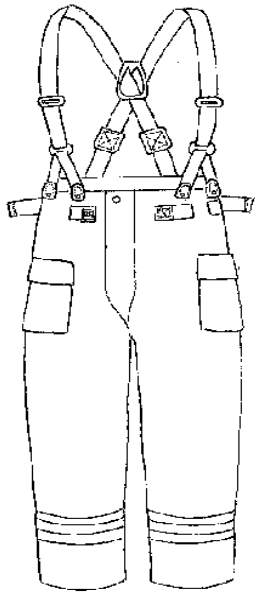
第5図 盛夏衣



別表第2第7図から第9図までを次のとおり改める。

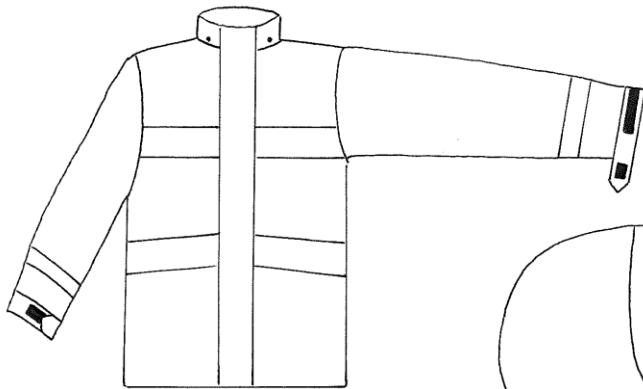
第7図 防火衣



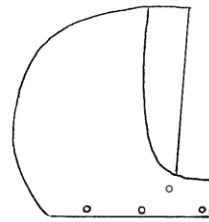


防火ズボン

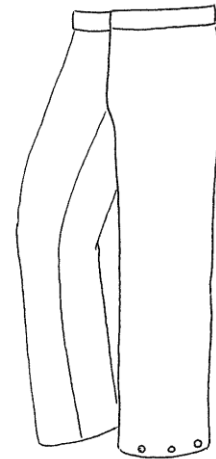
第8図 雨衣



上衣



フード



ズボン

第9図 編上靴



附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市文化振興ビジョン推進委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 4 2 号

小田原市文化振興ビジョン推進委員会規則を廃止する規則

小田原市文化振興ビジョン推進委員会規則（平成 2 7 年小田原市規則第 9 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市広報委員等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 4 3 号

小田原市広報委員等に関する規則を廃止する規則

小田原市広報委員等に関する規則（平成 1 1 年小田原市規則第 8 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市交通指導員に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 4 4 号

小田原市交通指導員に関する規則を廃止する規則

小田原市交通指導員に関する規則（昭和 4 2 年小田原市規則第 4 4 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

新病院建設事業基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 4 5 号

新病院建設事業基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会規則を廃止する規則

新病院建設事業基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会規則（令和元年小田原市規則第 8 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。